

広島県告示第三百四十九号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十年広島県規則第六十三号）

第三条第二項及び第三項

を削

る。